

1800年前中期の都市家族における主体形成

Subject Formation in the Urban Family

早川 雅子

Masako HAYAKAWA

Abstract

There was a sign of subject formation in the urban family of a prometaphase in the 1800s. The proof is the consciousness realized to be an individual who considers oneself and works, the love to my child, and the self-control, and the position as an educator and consciousness of a role. The opportunity of this subject formation is urban inflow. One of the indices of modernization is urbanization and individual consciousness. Then, the subject formation in a urban family can be called beginning of modernization.

Keywords : urban family, subject formation, child term

キーワード : 都市家族、主体形成、子供期

序

18世紀末以降、江戸では、流入民の定着が進む。江戸に流れてきた人々は、江戸の地で結婚し子を成した、つまり、家族を作っていた。家族には、住まいがある。そこはまた、彼らが心安らぐところでもある。本稿では、この落ち着きどころを、都市における「小さな家」とよぶ。江戸では、夫婦と子供たちから成る家族の落ち着きどころ「小さな家」が、次々と生まれたのである。

「小さな家」は、多くは一代で築かれた故に、永続的な家産・家職・家名をもたない点で、近世的家とは異なる。夫婦は、掛向いで家を作り上げ切り回し、子供を育てていく。この協業では、自ずと情が湧いてくる。「小さな家」は、夫婦と子供たちの情愛の空間を提供する。これらの点では、「小さな家」に暮らす都市家族は、家の運営者という近世家族の性格に比して、むしろ近代家族に通ずる性格を持つ⁽¹⁾。

本論文は、都市家族のなかでも、「小さな家」を営む者たちに焦点を当て、彼らの主体形成を追求する。つまり、家を運営する者たちが、働く自己をどのように意識し、どのように自己を

律するのかを考察する。考察の観点は、二点である。第一は、彼ら自身による自己把握、及び、自分の家に対する意識である。第二は、子供を養育する親、教育者としての自覚である。これは、子供という他者を媒介とした自己把握ともいえる。また、教育者の自覚と併せて、子供観の形成にも論及する。親は教育する者という意識は、子供は教育される者という意識に相即して生まれるからである。子供観の形成では、「小さな家」が情愛の空間を提供することから、親が子供に向ける愛に着目する。

以上の考察を通して、1800年前中期の都市家族における主体形成を確認し、さらに、「小さな家」とそこに暮らす家族とを、近世から近代へと変遷する過渡期に位置づけてみたい。

資料には、1800年前中期に都市部で版行された育児書を用いる。育児書は、書物であるから、実像を描写するものとはいいがたい。しかし、この時期、膨大な量の育児書が、需要の急増に応じて版行された。それは、都市に定着し「小さな家」を保持したいと願う者が少なからず存在したこと、また、育児書の内容が彼らの現実に沿うものであったことを示している。育児書には、都市家族の実態を踏まえてたところでの、かくありたいと願う姿が記されていると考えられる⁽²⁾。

一 「小さな家」の主たちの自己意識

1800年前中期、都市家族は自分自身をどのような者と捉えていたのだろうか。「小さな家」の主たちに照準を絞り、彼らの自己把握にせまってみよう。

育児書の多くは、家持町人の子供や父兄に向けた教訓の形をとっている。しかし、書物を手にしたのは、家持町人のみに限られまい。こうした廉価な啓蒙書は、より広い読者層を想定して版行されるからである。読者層には、町人を志向する者たちも含まれるとみてしかるべきだろう。そこで語られる教訓は、こうした町方住民にも得心がいき、また、おおむね適応するものと思われる。町人を志向する町方住民とは、いうまでもなく、「小さな家」を築き、それを存続させようと奮励する都市家族である。

育児書の一つ『我身のため』（文政6／1823）は、町家の子供への教訓を通して、町人の特性が説かれている⁽³⁾。

町人といふものハ、常に定りし禄とてもなく、親より譲受けし金銀の光りを以て家名を輝すものなれハ此金銀箱かねばこが空虚になるに随て家名も次第に減ずるなり。…此箱に納め置たる金は、祖父おじいの代から持伝へたるにもせよ我親の儲けたるにもせよ容易出来たる金にあらず。

冒頭、「町人というものハ」と、子供に向けて町人の特性が語られる。町人とは、家蔵を所有する家持の意であろう。だが、久しくその土地に住んだ者ではない。引用に、「祖父の代から持伝へたるにもせよ我親の儲けたるにもせよ」とある。祖父、あるいは親が家蔵を築いたのであ

る。町人とはいえ、子供の代で漸く三世代続くかどうかにはすぎない。ここで説かれる町人は、他所から流入し、定着して家財を築いた元流入民である⁽⁴⁾。

その町人の特性とは、「常に定りし禄」がないことである。恒常的な世襲の家禄がないというのである。家名も、親から譲り受けた財を元手に活用してこそ高まるもので、おこたれば忽ちに消えるほどに脆い。つまり、家産や家名は、自力で築き、自力で守らねばならぬのである。ここで説かれる町人の特性は二点、恒常的な継承財を有さないこと、したがって、財を成し維持していくためには自彊を要することである。それは、寄方もなく流入し、そして、家財を築く意欲を抱く者ならば持ってしかるべき、流入民の自覚だといえよう。

『我身のため』では、家財を成すまでの艱難辛苦も語られる。

並の者が宿を持、わづかの元償を当に商ひ、店を開き身を凝らし骨を折て漸家蔵の主と成、
かねもち
 財金の仲間入をするは、たやすき働きにては行ず。かく身勞艱難して積貯へるは何のためぞ。強ち我老後に栄花に誇らんのぞみにもあらず、生通しにもならぬ身の上、持て死ぬるものでもなく、只子孫の為をおもふ斗りに…

ここでは、流入民の立場が、「並の者」という言葉で表される。その並の者は、住み家を借り、わずかな元手の小商いから始めて、店売りを乗越え、家蔵を持つ町人の仲間に入るまでに成長する。並の者は、当初は、後ろ盾になるような血縁も、地縁も、職縁もない一介の流入民である。おびただしい数の流入民と同じ程度という意味で、並の者なのである。

流入民の立場は、「並の者が」、また先の引用では「町人というものハ」と、言挙げて語られる。読み手に内省と自覚を促す表現である。読み手が、この表現に促されて自らを省みるならば、自らの立場を表現するものと了解するだろう。その時、「並の者」「町人」という言葉は、読み手自身の言葉になり、艱難に耐え自彊を逼るちからをもつ。こうした意図が、表現に込められている⁽⁵⁾。

引用後半では、艱難に耐えてまで財を貯える理由が説かれる。すなわち、家蔵持ちになるために辛苦を堪え忍ぶ動機付けは、「只子孫の為をおもふ」ことにあるという。この「子孫」は、流入民にとって特別の意義をもつ。ただ先祖代々の家系を継ぐ者とはニュアンスが違うからである。流入民は、まさに他所から流れ込んだ者で、先の引用「並の者が宿を持」のように、当地で結婚して住まいを持ち子供を作る。先祖からの血脈を意識したにせよ、流入民にとっての子孫とは、彼らがつくった「小さな家」で、彼らから始まる子孫という意味合いが強い。「只子孫の為をおもふ」とは、自分の家族、自分の子孫の繁栄をひたすら思うと解される。子孫は、自らを駆りたてて奮励するための心の糧と位置付けられる。

育児書に語られる町人像は、読み手がかくありたいと願う手近な理想像といえる。その理想像から、「小さな家」の主たちの自己把握を読みとることができる。特性は、次の三点である。

第一は、自らの立場の自覚である。すなわち、血縁、地縁、職縁がない流入民という立場で

ある。第二は、流入民の自覚に基づく厳しい自己規制である。当地に定着して家持町人になることを志向するからこそ、自らを奮励し律するちからも湧くのである。そして、第三は、自分が築いた家、また、自分から始まる子孫への思い入れである。これは、自己規制の動機付けになっている。

これら三点に通底するのは、「個人」という意識である。流入民の自覚とは、自分が当地で血縁、地縁、職縁もない一個の人だと知ることに他ならない。一個の人が、当地に定住することを志向し、そのために自らを律する。子孫への執心も、自分の子孫という自負によるところが大きいだろう。要するに、自己を考え・働く個体と捉えているのである。このような「個人」の意識を以て主体形成の証とすることができよう。さらに、主体形成の契機が都市流入にある点にも着目したい。人口の集中による都市化を近代化の指標にするならば、主体形成と近代化は分かち難い関係にある。

さて、築き上げたものに籠める思い入れは、家の永続希求へと展開する。『我身のため』には、子供に孝の教訓を説く件がある。

町家の子息の孝行といふものは、ただ家内和順にして譲り受けし家を能く納め、父母の心を安んじ歎ばしむるを以て孝とすべし。

譲り受けた家をととのえ治めることが、町家の子供の孝行だという教訓である。家の永続を願う思いをみることができよう。

留意したいのは、この家が近世の家とは性格を異にする点である。近世の家は、家産・家職・家名の総体であり、恒常性を特徴とする。しかし、流入民における家産・家名が恒常的な継承財でないこと、既に論じたとおりである。家職もまた、当地で起こした職にすぎない。流入民の家は、当地に流れ着き築いたという点において、近世の代々続く家とは決定的に異なる。確かに、永続性希求は近世からの伝統を継承している。しかし、永続の対象は、継承した恒常的な家ではなく、当地での奮励によって新たに築いた家である。

ところで、実際のところ、1800年前中期において、家蔵を持つ家持町人はきわめて限られていた。吉田（1991、98、2010）が論ずるように、江戸町方では幾所もの土地を所有する一部の豪商と裏店に暮らす膨大な数の店借との階層分化が起こっていた⁽⁶⁾。実証データでは、四谷塩町一丁目（現、東京都新宿区本塩町）に残存する「人別帳」の分析結果がある。安政4（1857）年度「人別帳」の分析によれば、同年4月在住182世帯のうち、家持はわずか7世帯にすぎない⁽⁷⁾。

だからといって、育児書が作り事だというわけではない。四谷塩町一丁目「人別帳」分析では、安政4年在住世帯182世帯を、明治4年度まで追跡調査した。その結果、182世帯のうち42世帯は、少なくとも14年の間、居住を続けている。この42世帯のうち39世帯の世帯主は、安政4年4月時点において、既に江戸在住二世代目以上であった。さらに、この42世帯のうち28

世帯が、明治3（1870）年度までの14年の間に、実子ないしは養子相続を行い、次世代への継承を果たしている⁽⁸⁾。流動性を特徴とする都市住民において、一つの町に14年間ないし14年間以上に渡り居住を続け、かつ、居住期間中に世代継承を果たしたことは、町内定住を意味すると解釈できる。これらのデータが示すのは、家持町人、あるいは家持町人に上昇する数は僅かであるが、定住して世代継承を果たす可能性はあること。その一方で、4分の3強の世帯は、江戸に定着してはいるものの域内を流動しており、生活が不安定だということである。

1800年前中期における町方住民の家について、育児書という限られた資料のなかでは、詳細に検討することは難しい。しかし、近世の家が変質したことは確かである。恒常的な継承財という性格は薄れ、家産、家職、家名いずれも不安定で、家の枠組みは漠然としている。だから、家の永続を希求する意識は、近世からの伝統を継承しているものの、存続は可能性の次元にとどまる。しかし、自らが築いた家という意識が強まり、そこから自らの家を存続させようとする新たな意志も生じている。町方住民は、自分が築いた「小さな家」に対して、弱小ではあるけれど自らの落ち着きどころとして愛着をもち、その存続を願ってやまなかったと思われる。この意識は、近世の家のごとき物質的な継承財に対する意識に比して、精神的要素が強い。「小さな家」を自らの落ち着きどころと捉え存続を願う意識を、理念としての家意識と称したい。

「小さな家」の主たちは、自分の家に愛着を抱き、その存続を願う。彼らの関心は、当然、次の世代を担う者、すなわち、自分の家に暮らす子供たちに向かう。では、彼らは子供をどのようなまなざしで見えていただろうか。

二 子供期の形成

(一) 子供観の変遷

周知のように、子供期という意識は形成されるものである。この分野の嚆矢、P. アリエスの所説を、以下に概括しておこう。子供期の誕生は凡そ17世紀、それを特徴づけるのは二つ。一つは、「甘やかし」の感覚。も一つは、子供の無垢と弱さの自覚と、したがって生じた、子供を保護し防御するのは大人の義務という感覚である⁽⁹⁾。さらに、子供期の意識は家族意識と結びついている。この家族とは、両親と子供たちからなる家族であり、親と子の結合からわき出る家族の結合の強さが、家族意識である。家族意識は、18世紀頃に広汎に浸透していく⁽¹⁰⁾。このようなアイリスの所説に照らしながら、近世日本の子供観を追ってみよう。

近世日本における児童教育の理論は、貝原益軒（寛永7 / 1630～正徳4 / 1714）に始まるといわれる⁽¹¹⁾。『和俗童子訓』（宝永7 / 1710刊）は、日本における最初の教育書といわれ、民衆に向けて書かれた点に意義がある⁽¹²⁾。同書には、人間観にもとづいて教育の必要性が説かれている。

オヨソ、人トナレルモノハ、皆天地ノ徳ヲウケ、心ニ仁・義・礼・智・信ノ五性ヲムマレツキタレバ、其性ノママニシタガヘバ、父子、君臣、夫婦、町有、朋友ノ五倫ノ道、行ハ

ル。是人ノ、万物ニスグレテアウトキ処ナリ。ココヲ以テ、人ハ万物ノ靈、ト云ヘルナルベシ。靈トハ、万物ニスグレテ明ラカナル、智アルヲ云ヘリ。サレドモ、食ニアキ、衣ヲアタタカニキ、ヨリ所ヲヤスクスルノミニテ、人倫ノオシヘナケレバ、人ノ道ヲシラズ、禽獸ニチカクシテ、万物ノ靈ト云ヘルシルシナシ。

『和俗童子訓』⁽¹³⁾

要点は、二点である。第一点、人間は、仁義礼智信の五性を生得しているから、その性のままに行動すれば、人倫の道に外れることはない。これは、人間の道徳的な本質である。第二点、しかし、性にしたがって行動する方法を知らないのも、ともすれば快樂を求める方に流れてしまう。そこで、人としての行いを実践的に学び、性にしたがって行動することを体得しなければならない。これは、教育の必要性である。

第一点、人間の道徳的な本質は、儒教の天人相関思想に基づく論である。すなわち、人間の生き方・性は、天の働きかたに準じ、善であるという思想である。だから、人はより善く生きる生き方を生得しているという論は、それ自体は目新しいものではない。しかし、儒教、なかんずく朱子学の理気論的な概念装置によって、しかも、平易な言葉を用いてわかりやすく解き明かしたことは、きわめて重要である⁽¹⁴⁾。つまり、民衆が人間の生まれ付きについて抱いていた素朴な考えに、理論的な根拠をのみ込みやすいかたちで与えたのである。『和俗童子訓』は、版を重ね教育書の古典となり、歩みを揃えるかのように、人間の天性を善とする考えかたが普及していくことになる。

第二点、教育の必要性について。その前提は、人間の資稟にある。善き性を生得してはいるものの具現する方法を知らない、だから易きに流れる、という人間の生まれついた性質である。この意味で、人間は不完全でよわい。このような人間の資稟を根拠にして、教育の必要性が説かれる。

貝原益軒の人間観、教育観は、子供にも敷衍することができる。子供は天稟の善性を有するが無垢でよわい、という子供観である。『和俗童子訓』では、子供の未熟なよわさを「いとけない」と表現する。我が子が非力な存在であると認めるとき、親は善性を発揮できるように道筋を付けてやらねばと思う。それが親による教育の起こりである。しかし、益軒においては、教育の発動は、無条件にはなされない。

今少し、益軒の教育を論じよう。教育は、「人ノ道ヲシル」ためにある。

オヨソ人トナルモノハ、…身ヲヤスクシタルマデニテ道ノヲシエナケレバ、カタチハ人トナリトイエドモ、其心其行ヒハ禽獸ニチカキコソウラメシケレ。…人、学問ナク、道ヲシラザレバ、人ニ道タタズ。人、トカク生マレツイタルカヒナシ。

『和俗童子訓』

「人ノ道ヲシル」とは、天稟の善性を発揮する方法を一つ一つ実践的に学び、性を行って実際にしていく。この積み重ねを通して、人の道を体得すること、と解せよう。人の道を体得すると、人の道が立つ。すなわち、善性は発揮され、人の道は行いの上に立ち現れる。性を発揮する方法を学んで我がものにするのが、学問である。そして、方法を教えて学問への端を開くのが、教育である。

しかし、必要性を承知してはいても、動機付けがなければ、学問も教育も始め難い。その動機は、引用では「人、トカク生マレツイタルカヒナシ」と記される。人の道を行わなければ人としての価値がない、というのである。かくまでいう論拠は、人が天地の徳を受けた存在だからである。

天地の徳は、前掲引用で「人トナレルモノハ、皆天地ノ徳ヲウケ、心ニ仁・義・礼・智・信ノ五性ヲムマレツキタレバ、…是人ノ、万物ニスグレテタウトキ処ナリ」と説かれる。人は天地の徳を受けたから、仁義礼智信の性を生得している、そのところに万物にすぐれた価値があるというのである。天地の徳は、また、「天地ノ恩」ともいわれる。

人ハ父母ヨリ生ズトイヘドモ、其根本ヲタズヌレバ、皆天地ノ恩ニヨリテムマル。…天地ノ恩ノムクヒガタキコト、コトシテ父母ニムクヒガタキト同ジ。人ハ万物ノ靈ナラバナドカ天地ノ恩大ナル事ヲシラデスギヌベキヤ。 『和俗童子訓』

天地の恩を受けて万物の霊として生まれたからには、なおさら天地の恩の大きさをしり、人の道をしることで恩に報いなければならない。それが人たるものの価値だという。

益軒の教育論では、主体的に学問や教育に取り組むには、二段階を踏むことになる。一つは、人であることの価値を大切にするために、人の道を知り行い人らしく生きたいという意欲する段階である。これは、学問や教育に取り組む直接的な動機に当たる。この意欲は、それより前の段階を経てこそ生じる。人の成り立ちを知る段階である。人の成り立ちの仕組みを知り、善性を賦与してくれた天地の徳を知り、天地の恩に報いんと期す。この段階を踏むことによって始めて、人らしく行きたいという意欲が起るのである。人としての価値の自負も、主体的な取り組みも、人の成り立ちの理解を俟って始まる。つまり、先ず人の成り立ちを知る段階を踏み、次に、取り組む意欲を起す段階に進むことになる。

このように益軒においては、自発的に教育に取り組む前提として、人の成り立ちを知るという段階が存在する。しかし、人成り立ちを知るという知的な営みには、儒教的な知識や教養が必要である。すべての親が自発的に教育に取り組むことは、とてもできまい。益軒自身、凡そ親ならば誰しも子供を教育すべき義務があるとまでは、論断していない。この点に着目すれば、益軒の子供観においては、子供は無条件に庇護され教育されるべき存在、対して、すべての親には扶養の義務があるという感覚は未だ成立には至っていないと考えられる。

『和俗童子訓』の刊行が、宝永7（1710）年。時代をくだることおよそ80年、18世紀末にな

ると、子供の天稟の善性は、儒学的な教養がなくとも、しごく当然に認められるようになる。以下は、林子平『父兄訓』（天明6／1786）の一節である⁽¹⁵⁾。

人の生れ付て馬鹿はなきものなり。…さて、生れ付て馬鹿のなきわけは、小児のありさまを見てしるべし。すべての小児七八歳までは天然の良知のままにして妄邪の気なきゆえ、其心気すこやかにして伶俐なり。八九歳以上人心作付て人真似をするに至てかの父兄たる人無礼無能無作法なり。…小児はすべて父兄のまねをする者なるゆへ直に無礼不作法をまねるゆへ、折角伶俐に生れ付たる小児八九歳よりそろそろ馬鹿に成りて…天より稟得たる生質は伶俐なれども、これをそたつる父兄折角馬鹿に仕立るなり。父兄の恥これより大なるはなし。これより甚だしきはなし。

引用によれば、子供は、天稟の良知を具えた無垢な生まれ付きである。そして、模倣を通して純真な素地を染めていくが、模倣する物の善悪を判断する理性はない。つまり、天稟の善性、純真無垢、知的には未熟でよわい、この三点が子供の特質である。

一方、親は、模倣の対象と位置づけられる。子供は親の行動をそのまま模倣して育つから、成長の責任の一切は、親が負うことになる。しかも、愚かに育てるのは、甚大の恥だという（「父兄の恥これより大なるはなし。これより甚だしきはなし」）。親としての責任を逼るのに、世間からの評価に関わる「恥」という表現が用られる。そうしなければ親の恥と非難される程に、親は最初の教育者として子供の模範となるべきという意識が浸透していたといえるだろう。

『父兄訓』では、子供と親とは、庇護される者と庇護する者という対峙の関係にある。親は子供の成長に責任を負うと説かれるが、それは子供が無垢で未熟なことに原因しており、儒教的な理由付けはみられない。子供は無条件に庇護され教育されるべき存在とみなされているのである。

『父兄訓』は、武家の子弟を対象に執筆された。そして、民衆対象の育児書にも、このような子供観が当然のごとく記されていく。1800年代に入る頃からである。

（二）愛 —いとおしみ・いつくしみ—

「小さな家」には、親と子が向き合う空間が存在した。親は、さまざまな思いを込めて、子供を見つめる。ここでは、その思いを‘愛’とよぶ。親が子に注ぐ愛を検討を通して、子供期の形成を確認しよう。

親が子供に向けるまなざしには、二つの視点がある。一つは、家を継ぐ者であり、も一つは血を継ぐ者である。二つを峻別することは難しいが、狭い空間の中で我が子を見るまなざしでは、血を継ぐ者という視点の比重が高い。

夫骨肉の情は、人各 ^{いづれもしきり} 功なる所なりといへども、わきて嬰孺の親愛する父母の情誠何事か

及ぶべき。既に言笑を発し面を見知りてこれを慕に至りて他人といへどもこれを見て愛情おのずから生ず。まして所生の父母において於をや。

『愛育茶譚』（嘉永6／1853刊）の一節である⁽¹⁶⁾。嬰兒を親愛する父母の情は、肉親の情の中でも最も深い。そして、嬰兒の笑みを見れば他人ですら愛情が自ずと生ずるに、ましてや生みの父母なら当然だと述べる。

ここでの親愛は、儒教でいう親愛の意味に近く、血が繋がる者への親しみの情。また、愛情は、歳のいかに弱い者をいとしむ情と解される。この愛情が、生みの親の愛情となれば、血の繋がる嬰兒に心惹かれる「いとおしみ」の情とも、血が繋がる我が子だからこそ大切にしている情「いつくしみ」の情ともなる。イツクシミは、肉親的愛情があるという意味のウツクシと、大切に養育するを意味するイツキが混合して生じた言葉である。だから、「親がいつくしむ」には、血の繋がる我が子をいとしむ思いのみならず、大切に育てるという行為までが含まれる。『愛育茶譚』では、親が子を親しむ思い・親愛は、肉親の情の最深に位置し、いつくしみ育てよとの思いは、生みの親ならば当然だといっているのである。このような血が繋がる者として子供を見つめる視点、そこから生ずる我が子に対する親しみやいつくしみの情は、1800年前後からの育児書に度々登場する。

ところで、親子関係の根本を血のつながりに置き、それを根拠にして、親のいつくしみを自然の道理と断ずる論理は、現在においても耳にするものである。しかし、子供を養育するのは大人の義務と捉える感覚は、子供期の形成を特徴付けるもので、決して本来の働きではない。このいわば後天的な感覚は、子を親しむ思いが自覚されるに従って、血縁関係に基づいた親の本性に置換されたのである。子供を養育するのは親の義務、その義務を怠るのは人道に悖るという意識は、我が子を血が繋がる者として見つめる視点の顕在化にともない形成され、普及していったといえよう。1800年前後からの育児書版行の隆盛は、こうした意識が普及した証左でもある。

親が子に注ぐ愛は、「親しみ」「いとおしみ」「いつくしみ」と表現される。「いとおし」は、小さなもの弱いものに触れて生じる切ないほどにかわいい情、さらに、大切に扱ってやりたい思いである。「いとおしみ」に、血縁の者を懐かしむ情「親しみ」が合さると、我が子をいとおしむ情になる。「親しみ」が募ると、血を分けた我が子がかわいくてたまらない情に発展する。既述のように、「いつくしみ」は、肉親的な愛情をこめて大切に養育するの意である。それに「親しみ」が合さると、養育する対象は専ら血を分けた我が子のみになる。

子供の教育においては、「いとおしみ」と「いつくしみ」とは相容れない場合がある。以下は、『愛育茶譚』の一節である。

【用例1】

ろうほ まごじ みち やしな しかる
 老母の孫兒を愛する道を以て養ふをただ可愛そうとのみいひ、父母其子を呵叱すれば却て

其父母を罵るなど、是皆愛の意有て愛の実なく、甚愚痴の極りといふべし。大切なる子孫なるが故に、実に愛する心ならばよくよく後來の利害を慮するべし。婦女子の眞實の慈愛と思ふも、多くは皆姑息なり。

「愛す」の意味は、二つに区別される。老母が「A：孫児を愛する道」と、「B：実に愛する心」との二つである。A「愛す」は、小さい孫児が可愛くてたまらないの意である。ひたすら可愛いがるのみで、分別を欠いた愚かな行為と評される。A「愛す」は、「親しみいとおしみ」が度を過ぎた状態だといえる。B「愛す」は、将来の利害までを見通して大切にすると解され、「いつくしむ」の意である。しかも、そこには善悪を辨別する思慮が込められている。また、「眞實の慈愛」も、B「愛す」の意に近い。そもそも、慈愛は「いつくしむ」と同義である。

周知のように、「愛す」が現代の日常語「愛情」として使われるのは、明治中期以降である⁽¹⁷⁾。元来、「愛す」は、人・物に執着して離れられない気持ちが強く含まれた感情や行動を表現し、必ずしも肯定的な行為ではなかった。A「愛す」(盲目的にかわいがる)は、強く心を惹かれる離れられない「愛す」本来の意味に通ずる。語彙の混乱を避けるため、肯定的な行為の意味では、「愛す」にかわる言葉を用いることもある。現代の愛情に近い意味を表す熟れた言葉の一つが、「いつくしむ」である。

「愛す」の内容によって言葉を使い分ける場合もある。用例を挙げよう。

【用例2】

(子供が教を行わないのは)畢竟親たる道をしらずして、子をまうけ、姑息舐犢の愛に心くらみて、眞の慈愛をしらざるゆへなるべし。…わきて子のために大事なるは母なり。女の情質は、道理にくらきものゆへ、子を育つるも情愛に溺るのみにて、何の弁なく、たまたま、父の子を教ることあるをも、さへぎりとどめて、ありたきままにそだなし、成人の後までも、あまき毒をあたへ、ついに我子を悪におとしいれ、身を亡し、家をうしなはしむるいたるなり。 『父子訓』⁽¹⁸⁾

A「愛す」には「姑息舐犢の愛」「情愛」、B「愛す」には「眞の慈愛」が用いられている。A「愛す」は、子供の本性を見きわめようともせず溺愛する意である。B「愛す」は、いとおしみの意である。さらに、母親への訓辞を逆説的に読めば、B「愛す」には、情におぼれずに事の善悪を辨別する意味が含まれる。以上検討した二つの用例では、A「愛す」は、B「愛す」の妨げになりばかりか、将来の衰亡を招くとして、厳しい非難を浴びる。

A「愛す」という情は、子供のわがままを許す行為、いわゆる甘やかしとなって現れる。そして、甘やかしは、厳しいしつけを阻害する。子供を戒める父母を罵る老母(【用例1】)、子供を教える父を遮り、わがままに育て、成人になっても甘やかす母親(【用例2】)など、まさに

甘やかしの典型である。もっとも、A「愛す」が固く諫められるのは、それほど痴の沙汰に陥りやすいことの証でもある。実際、大半の育児書には、A「愛す」を禁ずる訓戒が登場する。1800年前後には、甘やかしが一般化していたといえよう。

親が子供に注ぐ愛は、「いとおしみ」と「いつくしみ」の二様がある。二つの愛は、我が子の一体感を表す「親しみ」が合わさっており、それによって単なる愛に止まらぬ意義を持つことになる。

「いとおしむ」は、我が子に触れて湧き出る^{かな}愛しみの情である。親のいとおしきは、「いつくしむ」を親の義務にするばかりか、親の本性にまで昇華させる論理的根拠となっている。しかし、度を過ぎると、溺愛になり甘やかして、慈愛を阻害することになる。そうならないために、子供の行く末を思量し、幼少の今のしつけの重要性を理解して、一時の情愛を自制することが求められる。

「いつくしみ」は、我が子を大切にしたい思いであり、養育する行為も含まれる。それが、慈愛である。すなわち、子供の本性を見きわめ、将来への見通しを以て、諸事を辨別しながら子供を大切に養育することである。この「いつくしみ」を逼るのは、親の「いとおしみ」である。孩児を我が子として愛しむ情があってはじめて、我が肉親を大切にしたい思いが湧くのである。

肝要なのは、「親しみ」である。「親しみ」が、他でもない親の「いつくしみ」「いとおしみ」にする。我が子を「小さな家」において親が子供に向かうとき、血が繋がる者への親しみの情が湧く。この親しみの情が、我が子を愛しむ「いとおしみ」、我が子を大切に養育する「いつくしみ」に昇華させるのである。

P. アリエスによれば、子供期を特徴付ける感覚は、「甘やかし」「養育の義務」である。とすれば、親の「いつくしみ」「いとおしみ」は、子供期の形成を告げるものである。「いとおしみ」は甘やかしを生むように、「いつくしみ」は養育の義務を自覚させるように働くからである。この二様の愛は、親と子が向きあう「小さな家」において、親と子との結合のなかで、換言すれば、家族意識のもとで生まれる。

子供期の形成は、保護者としての親の形成と相即する。子供の教育者たらんとするならば、溺愛に陥らないように、自制的で思慮分別を込めた愛が求められる。教育書が溺愛を禁ずるのは、自戒を促す目的もあるのだろう。こうして、子供を媒介にして、親としての役割の自覚と自律が成されていくのである。

三 教育者としての自己把握

「小さな家」の教育において、家族それぞれはどのような役割を担い、また、その教育にはどのような特徴があるだろうか。まずは、親の役割である。

人の父としては慈に止まると伝にみえたり。慈とは、子をおしえて、人の道をしれるまことの人となり、(士農工商)おのおの其業を精勤し、全て父母に孝し、兄長に悌し、身を修

め、家を保ち、長くさいわいありて、名を後世にあぐるほどの徳行あるべきやうに、そだて教へるをいふ。

『父子訓』（文化4／1807、江戸版行は文化8／1811）の一節である。ここでは、伝を引用して、人の父たる者の根本は、慈愛にあると明言する（伝とは、貝原益軒の著書）。そして、慈愛の本質は、子供を教えることにあり、具体的には、人の道を知る人となり、家業に専念して家を保つように教えることだという。一家を構える親としての役割が、端的に記されている。

親は、教育する者という立場で、子供と向き合う。そこには、教育者としての責任が求められる。

親の子ををしふるも、実は皆親の行にあり。…人は靈妙のものにして感応の道理^{しゆ}誣すべからざるなり。ゆえに子をよき人とせんとねがはば、先親たるものよく身をおさめ道を行ふべきこと道理の当然なるべし。

内容は、林子平『父兄訓』の踏襲である（第二節参照）。注目したいのは、「子は親の背中を見て育つ」という考え、したがって、親は子供の成長に責任を負うという意識が、あたかも当然のように浸透していることである。この意識は、親たちが自らが築いた家の自らの子供の成長に対して、自らに課した責任である。そこには、自ら考え・働く「個人」という意識が現れている。近世の教育が家の継承を目的とし、教育者たる親の責任は恒常的な家に対して負うのに比すれば、違いは歴然としている。この親としての責任感には、教育者として自己を見つめ、その責任を自覚したうえで、自分自身を律する主体性が込められている。

一口に親といっても、父親もいれば母親もいる。育児書では、母親の役割に一定の紙面を割いている。

子を育つる事は、父母の教にあり。その中に、母はとりわきころせざれば、成長して正しき人にはなりがたし。然るを、世には、父は教ふるもの、母や養ふものとのみ思ふは、甚だしきあやまりなり。そは、子うまれて四歳五歳になるまでは、母のふところを放れざれば、父よりも母のをしふるが近きなり。父の教ふるは、七歳八歳よりのちのことなるから、まづそれまでに母のよく教へざれば七歳八歳になりても愚にして父の教もうけざるものなり。
『こそだて草』⁽¹⁹⁾

およその意味は、次の通り。子供を養育には、父親と母親と二親からの教育が必要だ。なかでも、母親からの教育が子供の成長を左右する。父親からの教育が始まる七八歳になるまでの乳幼児期には、母親のそばを放れずに育つから、母親から教育を受ける度合いが大きいからである。だから、父親からの教育効果も、母親からの教育次第である。

母親からの教育に、さほどの細目はない。

母たるもの愛をはなれてよく教へざれば成長してただしき人にはなりがたし。教ふとて五倫五常の目をもて教るにハあらず。只そのころを得てあるべきなり。

『こそだて草』

ここでの愛は、子供の可憐さにひかれて、一途にかわいがるの意（前節のA「愛す」）。愛をはなれて教えるとは、子供かわいさのあまり我が儘にさせないこと。気随に振る舞わないよう仕込み、七八歳からの教育に向けて心身の下拵えをすること、つまり、躰である。執着の愛を自制し、乳幼児期の躰をする。これが教育者としての母親の役割である。

このように、「小さな家」における教育では、父親と母親とが共に教育に携わる。しかも、乳幼児期に受ける母親の教育は、それ以降の成長を左右するほどに重視される。父親は教育、母親は育児という性別分担はみられない。子どもの教育は、父母共同の取り組みである。さらに、地域共同体、あるいは地縁・職縁などの役割に関する記述が少ないことにも注目に値しよう。それほどに、子供の教育においては夫婦の役割が大きい。

一方、教育される子供も、教育を施してくれる親に報いることが求められる。

父母生育の恩極なき、その上に行末までのめぐみ深く、我をまことの人となしたまはんと
の事、実にありがたく感喜し奉るべきことならずや。

『父子訓』

父母から教育を受ける恩恵が、父母の恵みに感喜するという情緒に訴える形で説かれている。子供が父母の慈しみを感じ取ることができる状況があつてこそ、説得力を持つ表現である。

「小さな家」における教育の特徴をまとめておこう。そこでは、父親と母親とが、協同して教育に当たる。また、子供は、父母からの教育に報えるように教えられる。すなわち、その特徴は、家族一体となつて教育に取り組むことにある。そして、教育の場「小さな家」には、親子が向き合う空間があり、子供に向ける慈愛と両親に向ける親愛が行き交っている。

最後に、教育の目的内容を簡約に述べておきたい。この時期の教育内容は、知育と徳育とが分かち難く結びついている。前述した乳幼児期の躰は、社会で生活するための礼儀作法を身につける内容で、徳育の要素がつよい。ここでは、知育について論究する。

教育の第一の目的は、家の存続である。「小さな家」の主たちは、自分が築いた家、あるいは、先代が築いた家を落ち着きどころとし、その存続を願ってやまない。いわゆる理念としての家意識である。ならば、家を譲り受ける者に、家を存続させるべく教育するのは当然である。例証は、前掲『父兄訓』の「身を修め、家を保ち、長くさいわいありて、名を後世にあぐるほどの徳行あるべきやうに、そだて教へるをいふ」を始め既出しており、改めて挙げる必要はなからう。家の存続を目的とした教育では、基礎的な知識技能に加え、家業に適応する知識技能

を階梯的に習得していく。

しかし、家意識は、あくまで理念としての家意識である。実際は、家の存続が叶うのは僅かに過ぎず、一代限りの家が大半であった。育児書には、こうした一代限りの家の親に向けた教育内容も記されている。

男は算筆女ははりとして、この事のできざるものハ生涯その身のそんなり。さればいかほどまづしくともほどほどにしこみてありたきものなり。されどうまれ付てきらひのものありて、いかほどをしへてもおほえざるものあり。こものにはしひてをしふべからず。さるはしらざるがかへつて其身の為によろしき人々なり。 『こそだて草』

貧しい親に向けた教訓である。どれほど貧しくとも、男子は算術と習字、女子は裁縫を分相応には仕込んでおきたいと説く。一代限りの家の大半は、子供に教え込むほどの生業もなく、定職に就かせるべく長期の教育を施すことも難しい。また、家の経営は、一世帯単独で生計を立てた方が効率的である。一代限りの家における教育では、世渡りが出来る技術を習得させねばならない。算術、習字、裁縫は、親の家を出て独立したり、自分で所帯を持っても世渡りができる技術である。

さらに、教えても覚えぬ者には強いてはならない、とも説いている。つまり、子供の資質に応じて教育の内容を見直すべきというのである。もちろん、資質に応じた教育のためには、資質の見きわめが大切である。とすれば、貧しい家の教育においても、子供と向き合い、その人となりを見極める親のまなざしが求められるのである。

世渡りのための技術を習得させる、資質に応じた教育を授けるという教育内容は、流入民が家を築き、脆弱な家を運営するなかで、我が子の前途を案じて考え出されたといえる。都市住民としての教育観の誕生といっても過言はなからう。

「小さな家」の父親と母親とは、子供と向き合うなかで、教育者としての立場や役割を自覚し、自制に勉めながら役割を果たす。また、生活のなかで彼らなりの教育観を生み出していく。これら一連の働きにおいても主体の形成をみることができる。

結

18世紀末以降、江戸町方に定着した流入民が築いた家を、都市における「小さな家」とよぶ。「小さな家」に暮らす家族は、大半は、夫婦とその子供たちで構成される。本稿では、1800年前中期を中心に、「小さな家」の主たちの自己把握と自律を検討することにより、都市家族における主体形成を考察した。

「小さな家」の経営者という立場での自己把握では、特徴三点を指摘した。流入民という立場の自覚、自覚に基づく厳しい自己規制、自分の家と自分から始まる子孫への思い入れである。これら三点に通底するのは、「個人」という意識である。流入民の自覚は、自分が当地で血縁、

地縁、職縁もない一個の人だと知ることから始まる。一個の人が、定住を志向し、そのために自らを律する。まさに、考え・働く個体という自己意識である。

「小さな家」が提供する親と子が向き合う空間は、子供期の形成において重要な役割を果たす。親が子供に向かうとき、血が繋がる者への親しみの情が湧く。親しみの情は、親の「いとおしみ」と「いつくしみ」に発展する。この二様の愛によって、子供期は形成される。子供期と相即して、親としての自覚も生まれる。教育者たらんとするならば、親は自制的で思慮分別を込めて、子供を愛さねばならない。

「小さな家」における教育では、父親と母親とが、協同して教育に当たる。また、子供は、父母からの教育に報えるよう教えられる。父親と母親と子供とが、家族一体となって教育に取り組むのである。このように、教育者として子供と向き合うなかでも、主体は形成されていく。

以上のように、自らを考え働く個人と捉える意識、我が子への愛とその自制、教育者としての立場や役割の自覚という点に、主体形成の証を指摘することができる。もちろん、こうした主体形成が、都市定着を志向する者に限られていたこと、家族のなかでも世帯経営者が中心で、女性に関しては不明な点が多いことなど、問題点は多い。しかし、1800年代前中期の都市家族において主体形成の萌芽があったことは明らかである。

都市家族の主体は、流入民が築いた「小さな家」において形成された。つまり、主体形成の契機は、都市流入である。都市化、あるいは、個人意識の誕生を近代化の指標とするならば、「小さな家」の住民における主体形成は近代化の先駆けということもできよう。この時期の「小さな家」の家族は、親子の情緒的な結合、教育における家族中心主義、一代限りの核家族が中心である点など、近代家族に近い性格である。しかし、近代家族を特徴付ける男女の性的役割分業に関しては、検討を残したままである。なによりも、近代家族のように、国策のもとに国民国家の組織に組み込まれてはいない。近代国家建設の過程で都市家族がどのような展開をみせるのかは、今後の検討課題である。

【注】

- (1) 近代家族とは、都市に流入した俸給生活者から成る家族をいう。その特徴として、①子供中心主義、②情緒的結合、③消費の単位、④一代限りの核家族、⑤性的役割分業などがある。小山静子『家族の生成と女性の国民化』（勁草書房、1999）、落合恵美子『近代家族の曲がり角』（角川書店、2000）など。
- (2) 小泉吉永編・解題『近世育児書集成 全10巻』（クレス出版、2006）所収55本を資料とした。55本の書名は省略し、引用に用いた分のみ、著者・版元を脚注に記すことにする。
- (3) 無極庵真嗣翁編（校訂）・序、文政6（1823）年刊、京都・細野十右衛門ほか板
- (4) 式亭三馬の『浮世床』（初編文化10（1813）年、二編文化12（1815）年）に登場するご隠居に、流入民の典型をみることができる。ご隠居は、夫婦二人して身代を築いたが、息子の婚礼にあたり、自分の婚礼の慌ただしさに比べて豪華を慨嘆する件がある。
- (5) 町方住民への教訓のなかで、艱難に耐える教訓の用語として頻出するのは、「忍」である。『世わ

たり草』(寛政1年/1879年刊)の一節をあげておこう。

忍といふは、こらゆる事なり。短気をこらへ習ふべし。情欲をこらへ奢をこらへ家の貧をこらえ他の金銀をかりず我財の内にて足る事をしり。渡世におこたれば困窮するなれば大気をこらへて業を勤む。民生は勤めるにありとぞ。

ここでは、「忍」を、こらえる・がまんすることだと説き明かし、世渡りの肝要だと教えている。

- (6) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、1991)、同『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、1998)、吉田伸之・伊東毅編『分節構造』(東京大学出版会、2010)。
- (7) 拙稿「人別帳からみた四谷塩町一丁目の住民構成」(『目白大学総合科学研究』第3号、2007)。
四谷塩町一丁目「人別帳」は、安政4年から明治3年までの14年間と比較的長い間に8本が残っているため、追跡調査をすることもできる。
- (8) 拙稿「教科料往来物の読者像 —「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学文学・言語学研究』第3号、2007)。
- (9) フィリップ・アイリス／杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生 —アンシャン・レジーム期の子供と家族生活—』(みすず書房、1980)、第2部。
- (10) 前掲書(9)、第3部。
- (11) 辻本雅史『「学び」の復権 —模倣と習熟—』(岩波現代文庫、2012)、第三章、第四章参照。
- (12) 石川謙校訂『養生訓・和俗童子訓』(岩波文庫、1961)所収、石川謙の解説を参照。
- (13) 小泉吉永編・解説『近世育児書集成』(クレス出版、2006)第2巻所収本を使用。
- (14) この時期の益軒の理気論は、『大義録』(正徳4)の刊行前ではあるが、朱熹の二元論的理気論からの変容が認められる。たとえば、「生理トハ、天理ノ生生シテヨク物ヲ生ズルヲ云。此生理ヲ人ノ身ニ生マ付キタル故ニ、メグミノ心胸中ニミチミチテ、ヨク物ヲアハレム。是ヲ以人ノ身即是仁ナリ」(『五常訓』、荒木見悟他校訂『日本思想体系34 貝原益軒 室鳩巢』岩波書店、1970、p.85)。
一般書のためか、理と気との関係にふれていないが、理はなんらかのちからや働きをもつと解される。すなわち理は理気一体的なものとして捉えられていたと考えられる。朱子の二元論的理気論では、物の存立の原理・法則を理と、物の心に舍っている理を指して性という。人に即していえば、性とは人が生きて活動しているその原理であり、一人びとりの生きかたである。理はもちろんのこと性もまた、存立の原理であり、生きかたである限り、形而上の原理にとどまる。
- (15) 林子平作・序、板倉勝明編。天明6(1786)年9月自序。安中藩・造士館板。安中藩主・板倉勝明編纂の叢書『甘雨亭叢書』に収録。刊行は、弘化2(1845)年から安政3(1856)年。
- (16) 桑田和(立斎)作、内藤貞庵・赤柴立策序、永海画。嘉永6(1853)年春刊、刊行者不明。
- (17) 『日本国語大辞典 第二版』(小学館、2000)を引けば瞭然である。その他、たとえば、森岡健二編著『近代語の成立』(1969、明治書院)など。
- (18) 中村弘毅(梅華)作、若槻敬序。文化4(1807)年11月序、文化8(1811)年1月刊。京都・岩崎卯之三郎・葛西市郎兵衛板。
- (19) 小池貞景(丈吉)作。弘化4(1847)年10月序・刊。明治初年後印。江戸・近江屋半七板。

* 本稿は、日本学術振興会平成23年度科学研究費補助金(基盤研究C:課題番号20520075—九世紀前中期の江戸／東京における家族の実態と道徳思想)による研究成果の一部である。

(平成24年11月9日受理)